

論說

政府の精神果して如何

碩果生

人民が外に出で貿易起業に従事し外國人と競争して自から利を謀るを以てするの計畫を實行するには其背後に大に頼む所のものありては憂を感ぜざるの安心なる可らず彼の英國人が世界の各所に横行して勢力を奮ひ商業貿易の利を占むるものは自國の軍艦が常に人民の到る處に伴ひ其商船を保護し又その居留地植民地の安全を確保して恰も本國同様の安心あればなり

非ざれば當所者たるもの國民と心を共にし腹藏なく肝膽を吐露して事を謀るもその爲め親切の處置ならざるに徒に事を遅延し一般の人心をして不安に不安を感ぜしめ遂に解體の極に陥るもあらば誰れと共に斯國を護らんとするか自から力の足らざるを稱りて其充足に勉むるは今の世界の立國に至當の計にして決して憚る所は有る可らず其憚る可らざるを憚りて人心の不安を度外に置くが如きは我輩の斷じて取らざる所なり此程當局者が議會に於て述べたる演説の中に政府に於ては胸襟を開き充分に諸君と國家前途の計畫を御相談致す積りなりとの一言あり此一言果して眞實の精神ならんには眞實打明けて相談に及ぶ可し吾々國民は今日の場合 國家の爲め眞實の相談とあれば喜んで之に應じて事を共にせんと欲するものなればなり

民法中修正案

(前號の續)

第八十五條 本法に於て物とは有體物を指す 第八十六條 土地及び建物に準じて其所有を行使するに關する法律は之を不動産とす 第八十七條 無記名債權は之を動産とす

二 代理の目的たる物又は権利の性質を變せざる範圍内に於て其用途又は方法を目的とする行為 第四百條 委任に因る代理人は本人の許諾を得たることを以て其行為を執るべきに非ざることを得ず

第四百一十條 代理人は其職務の履行に付て他人を代表す 第四百一十條 代理人は其職務の履行に付て他人を代表す 第四百一十條 代理人は其職務の履行に付て他人を代表す

第四百二十九條 條件は成否の未定たる行為に附して之を附するものとす 第四百三十條 條件は成否の未定たる行為に附して之を附するものとす